

第5回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会 議 録（要 旨）

日 時：平成 26 年 10 月 26 日（日）午後 6 時 30 分～9 時

会 場：市役所 7 階会議室

出席委員：稲垣隆弘委員・上埜委員・大田委員・唐沢委員・阪上委員・栄田委員・
白岩委員・鈴木委員・千秋委員・高橋長司委員・中田委員・吉本委員

司 会：吉本委員

1. 開 会

（1）出席委員・傍聴者の報告

出席委員：12 名

傍 聴 者：1 名 （他に行政職員の見学 1 名）

（2）議事録署名人

今回は阪上委員と栄田委員にお願いする。

2. 議 事

（1）グループ討議「対話の場の設置について」

「情報の共有について」

出席委員を 2 グループに分け、それぞれ討議。その後、発表を行い全体で議論。

【グループ討議で出た意見の概要】

対話の場の設置について

（意見の概要）

（規定内容について）

- ・第 7 条は、市が市民の意見を求めるときの対話の場の設置、市民同士が対話するときの技術的支援の規定はあるが、市民が対話を望む場合、第 2 条第 4 項により当然対話するというが、分かりづらい。

（市からの情報発信について）

- ・市からの市民への情報発信が弱い。
- ・市の組織が複雑で、どこに自分たちが発信したらいいかがわかりづらい。
- ・カフェ・サロン・ラウンドテーブルなどの活動が知られていない。
- ・出前講座という形での対話もあるのではないか。

（市民の対話のあり方について）

- ・市民で、先頭にたつ人が少ないと思う。
- ・対話と陳情は違うので、市との対話については、一方的にならないようにしなければならない。

(質疑)

- ・ 第2項で、市民同士が対話をした時の結論はどうなっているのか。市役所に伝えないのか。
- 災害についてなどを例にとると、日ごろから近所の人が対話して課題を共有する必要があるのではないかと。市から何か意見を求められた時に、日ごろから対話がないと、なかなか対応できないことがある。そのため、必ずしも決まった結論を出すことが目的ではなく、日ごろから対話をするということが大事だという考えに立った規定である。結果として、陳情や要望を市に出していただくことになれば、内容に応じて担当課に出していただくことになる。

情報の共有について

(意見の概要)

(情報の発信について)

- ・ エフエム伊丹、ケーブルテレビなど、民間事業者との連携が必要。
- ・ コミュニティ掲示板・回覧板で市が情報発信しているが、情報が遅れるのではないかと。
- ・ もっと若い人が積極的に情報発信することが必要。
- ・ 費用対効果を考慮した情報共有が必要。
- ・ 災害時の緊急情報などについては、他の情報共有とは区別し、市民に迅速・確実に伝わるようなインフラ整備が必要。夏の災害では、インターネットが使えないようだった。
- ・ 迅速性ととともに、市政情報の正確性が大切である。
- ・ 情報発信の成果の検証が必要である。

(情報の受信について)

- ・ インターネットを使った情報発信が増えてきているが、高齢化が進んでいるので、使えない人も多いのが課題である。
- ・ どこにも所属していない高齢者、障がい者の方たちが、どのように情報を得るかが課題。地域包括支援センターの支援の在り方もまだ模索中のようだ。
- ・ 自らもっと情報を得る努力が必要である。

(情報の共有化について)

- ・ まちづくり基本条例の見直しのアンケートで、情報共有についての項目が無かった。個別の項目で、情報発信のあり方が課題になっている。
- ・ 市の窓口で、個人情報の取り扱いに、不信感をもったことがある。個人情報の取り扱いが適正に行われているかどうか不安。
- ・ 第2条・5条・6条など、情報共有の規定がだぶっているのではないかと。別に情報公開条例などもある。
- ・ この条例でいう「情報」の指す概念が広すぎるのではないかと。受け取り手によって、解釈に差が出るのではないかと。
- ・ 用語の定義が必要。

(2) 第6回・第7回会議の検討事項について

①地域コミュニティについて

②地域組織について

【資料 1 に基づき、事務局より説明】

3. 事務局よりお知らせ

①「伊丹市参画協働推進委員会」を 10 月 17 日に開催。議会・議員に関する規定について答申を提出いただいた。

この答申を受けて、「伊丹市まちづくり基本条例」改正（案）について、パブリックコメントを実施（平成 26 年 11 月 15 日～12 月 14 日）。

②議会へ、パブリックコメント実施の報告。都市企業常任委員協議会・議会改革特別委員会連合審査会を開催。（平成 26 年 11 月 4 日）。傍聴可能。

③議会基本条例のパブリックコメント実施（平成 26 年 11 月 15 日～12 月 14 日）にあわせて、報告会を開催（別紙チラシを当日配布）。

4. 閉 会

以上の通り、第5回伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議
会議録として確認します。

会議録署名人 年 月 日 _____

会議録署名人 年 月 日 _____